

個別の人権課題		同和問題		
校種	中学校	本時に関わる 3つの側面	知識的側面	◎
対象学年等	第3学年		価値的・態度的側面	○
教科等	社会		技能的側面	
単元名	人権と共生社会			

1 単元の目標及び計画

(1) 単元の目標

- ア 社会に残る人権課題とその解決に向けた取組について調べてまとめる活動を通して、日本国憲法の基本的人権の尊重の考え方について理解する。
- イ 人権課題が生じた歴史などに着目して、過去の国の施策が社会に与えた影響と日本国憲法との関わりなどを多面的・多角的に考察し、表現する。

(2) 単元の計画

- 1次・・・平等権①・②（本時を含む）、自由権、社会権、人権を確実に保障するための権利
- 2次・・・公共の福祉、新しい人権①・②、グローバル社会と人権

2 学習指導要領等の該当箇所

中学校学習指導要領・第2章・第2節社会・第2各分野の目標及び内容〔公民的分野〕

ア 次のような知識を身に付けること。

(ウ) 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。

また、「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説社会編」の第2章第2節には、「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解することについては、民主主義は、個人の尊重あるいは個人の尊厳を基礎とし、全ての国民の自由と平等が確保されて実現するものであることについて理解を深めることができるようにすることが大切である」ことが示されています。

3 本時の目標

平等権が侵害された具体的な事例を通して、平等権の考え方について理解するとともに、日本国憲法に基づく国の取組と課題について考察し、表現する。

4 人権教育との関わり

この単元では、日本国憲法の基本的人権の尊重の考え方について学習する中で、個別の人権課題である「同和問題」に関連する内容を取り扱います。具体的には、日本国憲法における平等権の考え方について、平等権が侵害されている具体的な問題を通して理解できるようにするとともに、過去の国の政策により国民間の差別意識が助長された歴史や、基本的人権の保障の考え方に基づき、人権課題の解決に向けて国が進めている具体的な施策についても理解できるようにすることを大切にしています。

5 本時で育てたい3つの側面

知識的側面	自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解
	人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識
価値的・態度的側面	社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度

6 本時の学習過程

学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
<p>■学習活動 【平等権とはどのような権利なのだろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人として尊重されるために、平等な扱いを受けることを主張できる権利である。 日本国憲法では14条で、すべての国民は法の下に平等であり、差別されない旨が規定されている。 <p>【課題】平等権が保障されていない事例として、社会の中にどのような差別があり、それらをなくすために、国はどのような政策を行っているのだろう。</p> <p>■学習活動 【日本では、平等権が保障されていない事例としてどのような問題があるのだろう。】</p> <p>(例) 部落差別とその撤廃の問題 (例) アイヌ民族への差別とその撤廃の問題 (例) 在日韓国・朝鮮人への差別とその撤廃の問題</p> <p>■学習活動 (グループ) 【同和問題がどのように生じたのか調べてまとめよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> 江戸時代の身分制度の中で、えた身分、ひにん身分は他の身分から差別を受けていた。 明治時代に「賤称廃止令」(いわゆる「解放令」)によって身分制は廃止されたが、その後も社会の様々な場面で偏見や差別が残った。 大正時代には部落解放運動が起こり、全国水平社が結成されるなどしたが、戦後も偏見や差別は解消しなかった。 <p>■学習活動 (グループ) 【国民間に偏見や差別が残っている要因として、どのようなことが考えられるだろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の国の政策が、国民の中に偏見や差別を残す要因の一つとなっている。 <p>■学習活動 【同和問題の解決に向けて、国はどのような取組を進めているのだろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同和对策審議会答申に基づき、国は特別対策を実施した。 近年、インターネット上で差別につながる不適切な書き込みがなされたりしたことから、平成28年に部落差別解消推進法が制定された。 <p>【その他の差別の撤廃に向けて、国はどのような取組を進めているのだろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本国憲法が要請する基本的人権の保障の実現に向けて、法律を制定するなどの施策を進めている。 アイヌ文化振興法やアイヌ民族支援法を制定し、令和2年には民族共生象徴空間(ウポポイ)が開館した。 日本に居住している外国出身者やその子孫に対して差別的なスピーチがくり返されたことをきっかけとして、平成28年にヘイトスピーチ解消法が制定された。 <p>【まとめ】同和問題など、平等権が十分に保障されていない問題が残っており、国は日本国憲法の要請に基づき、法律を制定するなどして平等権の保障の実現に取り組んでいる。</p>	<p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的人権の概念の根底には個人の尊重の考え方があることに気付かせる。 <p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権の発展、人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料等に基づき、被差別部落の出身者が差別されるようになった経緯や現状などを理解させる。 <p>【価値的・態度的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 正しい情報に基づき、主体的に考え判断することが大切であることを確認する。 <p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律や答申において、問題解決の責務が国等にあることが明記されていることを確認する。 	<p>○資料「同和对策審議会答申(昭和40年)」前文(抜粋)</p>

個別の人権課題		北朝鮮当局による拉致問題等		
校種	高等学校	本時に関わる 3つの側面	知識的側面	◎
対象学年等	第3学年		価値的・態度的側面	
教科等	政治・経済		技能的側面	○
単元名	現代の国際政治			

1 単元の目標及び計画

(1) 単元の目標

ア 国際社会の変遷、人権、国家主権、領土（領海、領空を含む。）などに関する国際法の意義、国際連合をはじめとする国際機構の役割、我が国の安全保障と防衛、国際貢献について、現実社会の諸事象を通して理解を深める。

イ 国際平和と人類の福祉に寄与する日本の役割について多面的・多角的に考察し、表現する。

ウ 現代の国際政治・経済について、よりよい社会の実現のために現実社会の諸課題を主体的に解決しようとする。

(2) 単元の計画

1次・・・国際社会の特質と国際法や国際機構の役割

2次・・・国際平和と人類の福祉に寄与する日本の役割（本時）

2 学習指導要領等の該当箇所

高等学校学習指導要領・第2章・第3節公民・第2款・第3政治・経済

2 内容 B グローバル化する国際社会の諸課題

(1) 現代の国際政治・経済

国際平和と人類の福祉に寄与しようとする自覚を深めることに向けて、個人の尊厳と基本的人権の尊重、対立、協調、効率、公正などに着目して、現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 国際社会の変遷、人権、国家主権、領土（領海、領空を含む。）などに関する国際法の意義、国際連合をはじめとする国際機構の役割、我が国の安全保障と防衛、国際貢献について、現実社会の諸事情を通して理解を深めること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(イ) 国際平和と人類の福祉に寄与する日本の役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。

3 本時の目標

資料から現代の社会的事象に関する情報を調べまとめる活動を通して、現在の日本が抱える外交問題とその解決の考え方について理解を深める。

4 人権教育との関わり

この単元では、国際社会における日本の役割について学習する中で、個別の人権課題である「北朝鮮当局による拉致問題等」に関連する内容を取り扱います。具体的には、現在の日本が抱える外交問題には北朝鮮当局による拉致問題をはじめとする様々な問題があり、それらについての正しい知識を身に付けるとともに、日本はそれらの課題を解決するために、人権の尊重や法の支配、民主的な手続きなど人類共通の普遍的価値を大切にしながら、平和的な解決に向けて努力していることについて理解を深めることを大切にしています。

5 本時で育てたい3つの側面

知識的側面	人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識
技能的側面	他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性

6 本時の学習過程

学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
<p>【課題】現在の日本の外交にはどのような課題があり、政府はそれらの課題をどのように解決しようとしているのだろう。</p> <p>■学習活動（グループ）</p> <p>【各グループに分かれて、日本が抱える外交問題を一つ選び、具体的な内容を調べよう。】</p> <p>（例）北方領土問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北方領土問題とは日本とロシアとの間で未解決となっている領土問題である。 ・1945年、ソ連は当時まだ有効であった日ソ中立条約に違反して対日参戦し、日本がポツダム宣言を受諾した後、北方四島のすべてを占領し、居住していた日本人を退去させた。 ・現在まで旧ソ連・ロシアによる不法占拠が続いており、ロシアとの間には未だに平和条約が締結されていない。 <p>（例）竹島問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹島問題とは日本と韓国との間で未解決となっている領土問題である。 ・サンフランシスコ平和条約により竹島が日本の領土であることが確認されているにもかかわらず、韓国は不法占拠を続けている。 ・竹島問題を平和的に解決するために、日本はこれまで3回にわたって国際司法裁判所に付託することを提案したが、韓国は全て拒否してきた。 ・どちらの領土問題についても、日本は平和的な手段による解決に向けて努力している。 ・尖閣諸島は日本固有の領土であり、領土問題は存在しない。 <p>（例）北朝鮮による日本人拉致問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮には、日本人拉致問題、飛翔体発射問題、核開発問題などの様々な問題があり、日本と北朝鮮とは未だに国交がない。 ・日本人拉致問題とは、1970～80年代にかけて北朝鮮が多くの日本人を拉致した問題で、政府が認定した拉致被害者は現在17名である。 ・2002年の金正日と小泉総理との会談で、北朝鮮は初めて拉致を認め、謝罪し、5名の日本への帰国が実現したが、その5名以外の帰国は実現できていない。 ・日本は国際社会と連携し、各国からの支持と協力を得ながら解決に向けて北朝鮮に働きかけている。 <p>■学習活動</p> <p>【各グループで調べた内容を発表しよう。】</p> <p>【日本の外交問題とその解決に向けた政府の取組にはどのような共通点があるか考えよう。】</p>	<p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権の発展、人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料やDVD等を用いて拉致問題についての正しい知識を身に付けさせるとともに、許されない一方的な人権侵害であることを確認する。 <p>【技能的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料p19にある「拉致された13歳の少女横田めぐみさん」を読み、拉致被害者とその家族が強いられてきた過酷な生活の実態や苦しみなどを想像させる。 	<p>○外務省HP「北方領土」</p> <p>○外務省HP「竹島」</p> <p>○資料「北朝鮮による日本人拉致問題」（政府拉致問題対策本部）</p> <p>○資料「アニメ『めぐみ』」</p>
<p>【まとめ】日本の外交問題には、人権の侵害や国際法違反などの問題が含まれていることが共通しており、日本政府はどのような外交問題に対しても、人権の尊重、法の支配、民主的な手続きなどの人類共通の普遍的な価値を踏まえた平和的な解決策を進めている。</p>		

「特別活動」の事例

個別の人権課題		アイヌの人々		
校 種	高等学校	3つの側面	知識的側面	○
対象学年等	全学年		価値的・態度的側面	◎
教科等	特別活動		技能的側面	
単元名	アイヌ文化講演会			

1 目 標

学校の特別活動における「学校行事」の目標は次の通りです。

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、特別活動の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 概 要

本事例は、特別活動における「学校行事」の中の「文化的行事」の実践の一部です。学習指導要領には、「文化的行事」について「平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること。」とあります。

世界には様々な文化があり、各文化にはそれぞれ固有の特徴やよさがあることについて理解を深め、それらを大切にしていこうとする態度を養うことを目的として、アイヌ語やアイヌ文化のよさを発信する活動を全国で展開されている講師を招聘し、「文化の多様性を知ろう～アイヌ語・アイヌ文化を事例として～」をテーマに講演会を開催しました。講師は大学やラジオ番組でアイヌ語講座の講師を務めたり、SNSを通じてアイヌ文化を紹介したりする活動を続けており、自らも北海道平取町出身でアイヌの方です。自分の生き立ちやこれまでの活動を事例としながら、アイヌ語やアイヌ文化についてわかりやすく話をされました。アイヌ語を使ったじゃんけんゲームなども生徒と一緒に実演され、生徒は親しみを感じながら最後まで楽しく話を聴くことができました。

3 人権教育との関わり

中学校学習指導要領（平成29年告示）及び高等学校学習指導要領（平成30年告示）では、社会科学、地理歴史科において必ずアイヌの文化を取扱うことが示されており、教育課程の改訂を踏まえつつ、特別活動において当事者の方から直接話を聴く場を設けたことで、これまでほとんどアイヌの文化に接する機会がなかった生徒も、関心を高めながらアイヌ語やアイヌ文化について学ぶことができました。

また、講師が自分のこれまでの人生について自己開示しながら生徒に語り掛けるように話をされたことで、講演の内容を生徒が自分との関わりの中で捉えることができ、自分も他者もどちらも同じようにそれぞれ大切にしていすべき価値をもっている、ということ改め確認することができたと思われま。

3つの側面については、次のような内容を育成することができると考えられます。

知識的側面	人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
価値的・態度的側面	人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚 多様性に対する開かれた心と肯定的評価 自他の価値を尊重しようとする意欲や態度

4 実際の様子と生徒の感想



講演の最初に、自己紹介を兼ねて、自らが生まれ育った北海道平取町二風谷（びらとりちょうにぶたに）の様子や、自分が幼い頃の生活について話をされました。

講演会の様子



会場にいる生徒と先生の全員で、アイヌ語を使ったじゃんけんゲームをしました。



質疑応答の時には、文字をもたないアイヌ語についての質問や、アイヌに伝わる遊びについての質問が生徒から出ました。

■■■ 3つの側面との関わりが見られる生徒の感想（抜粋）より ■■■

【知識的側面】

- ・今回の講演で、授業の時にしか触れることのなかったアイヌについて詳しく知ることができました。まだ北海道に行ったことがないので、いつか行ってみたいと思います。
- ・これまでアイヌを題材としたアニメを見たことがあり、多少はアイヌのことを知っていたが、講演を聴き、アイヌ文化にはまだまだたくさんの歴史と伝統があることが分かりました。
- ・物にはすべて命や魂が宿っていると考えるアイヌの人々の感性がすごいと思った。

【価値的・態度的側面】

- ・いつか北海道に行ってアイヌ文化に触れてみたいと思っていたので、今度家族で絶対に行きたいです。私もアイヌのことを少しでも広めていけたらいいなと思います。
- ・今回の講演を聴いて、自分の大切にしているものについて、改めて考えることができた。これからもそういうものを大事にしていきたい。